第六条第一項及び第二項中「が国内において」を「の恒久的施設を通じて」に改め、同条第六項中「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「、所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に、「が、同項」を「が、第四項」に、「所得税法」を「同法」に改め、同条第九項中「若しくは主たる事務所」の下に「の所在地」を加え、「名称及び本店又は主たる事務所」を「名称、本店又は主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号」に改める。

第八条の二第二項中「所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改め、同条第三項中「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべきものを除き、同項第二号又は第三号に掲げる」を「恒久的施設を有する」に、「その者のこれらの規定に規定する事業に帰せられない」を「所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しない」に改める。

第八条の四第三項第四号中「及び第九十五条」を「、第九十五条及び第百六十五条の六」に、「第九十五条中」を「第九十五条及び第百六十五条の六中」に改める。

第九条第一項第一号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改め、同条第三項中「内国法人等に対して支払う」を削る。

第九条の四第四項中「第百六十一条第四号」を「第百六十一条第一項第八号」に、「又は第五号」を「又は第九号」に改める。

第九条の四の二第一項中「収益の分配」の下に「（恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるものにあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）」を加え、同条第二項中「その他の資産（」の下に「恒久的施設を有する外国法人に対し支払われるものにあつては、当該恒久的施設に帰せられるものに限る。」を加える。

第九条の六を次のように改める。

第九条の六　削除

第九条の八中「第三十七条の十四第十五項及び第十六項」を「第三十七条の十四第二十五項及び第二十六項」に改める。

第十条第一項中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、同条第六項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　増加試験研究費の額（当該個人のその年（平成二十一年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）を除く。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額から当該個人の比較試験研究費の額を控除した残額をいう。以下この号において同じ。）が当該比較試験研究費の額の百分の五に相当する金額を超え、かつ、当該試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合　当該増加試験研究費の額に百分の三十（増加試験研究費割合（当該増加試験研究費の額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この号において同じ。）が百分の三十未満である場合には、当該増加試験研究費割合）を乗じて計算した金額

第十条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により読み替えられた前条第三項又は第五項の規定の適用を受ける場合の同条第十一項の規定の適用については、同項中「第五項の」とあるのは「第五項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の」と、「第四項」とあるのは「第四項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第十条の二の二第一項第一号ハを削り、同号ニ中「イからハまで」を「イ及びロ」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第三項中「供したエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「供した当該エネルギー環境負荷低減推進設備等」に改め、同条第六項中「及びハ」を削り、同条第七項中「又は」を「及び」に改める。

第十条の三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「（第三項」の下に「及び第五項」を加え、「。第三項」を「。第五項」に改め、同条第十項中「第三項又は第四項」を「第五項から第七項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第十条の二第三項及び第四項」を「第十条の三第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第三項」を「第五項及び第六項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「おける」の下に「第五項又は第六項に規定する」を加え、「第三項」を「これら」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「につき」の下に「第五項又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項中「同項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第五項」を削り、「次項」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項に規定する個人が、特定期間内に、特定生産性向上設備等でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき同項、第三項及び前項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定生産性向上設備等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の三第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項に規定する個人が、指定期間のうち産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（第六項において「特定期間」という。）内に、特定機械装置等のうち第十条の五の五第一項に規定する特定生産性向上設備等に該当するもの（以下この項、次項及び第六項において「特定生産性向上設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定生産性向上設備等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定生産性向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定生産性向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定生産性向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定生産性向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4　第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定生産性向上設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十条の五第一項中「平成二十六年」を「平成二十八年」に改める。